

告 示

埼玉県告示第五百三十四号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、利根川水系小山川の洪水浸水想定区域を指定したので、同条第三項の規定に基づき、当該指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を公表する。

なお、当該指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を表示した図面は、埼玉県県土整備部河川砂防課、埼玉県本庄県土整備事務所、埼玉県熊谷県土整備事務所及び埼玉県行田県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年五月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕